

災害時の対応について（お知らせとお願い）

いしがきこども園 園長 彌田俊文

いしがきこども園では、風水害や大地震などの災害が発生した場合には、「別府市認可保育所災害対応基準」に加え、「学校教育法施行規則 第63条」及び「学校保健安全法 第20条」に基づき、園が定める下記の基準での休園等の措置を行います。

保護者の皆様におかれましては、下記の対応内容について日頃から留意していただき、緊急時には園からの連絡・指示にご協力くださいますようお願いいたします。

別府市内に 気象に関する避難情報が発令 された時		
登園前	警戒レベル3：高齢者等避難	各家庭の判断により登園
	警戒レベル4：避難指示	休園します 解除後施設の状況により受入れ再開時期を判断します
	警戒レベル5：緊急安全確保	
保育中	警戒レベル3：高齢者等避難	各家庭の判断によりお迎え
	警戒レベル4：避難指示	お迎えをお願いします 解除後施設の状況により受入れ再開時期を判断します
	警戒レベル5：緊急安全確保	

※警戒レベルは、水害や土砂災害に備えて住民が取るべき行動をお知らせするために5段階にレベル分けをしたもので、3以上は市区町村が避難情報と合わせて出す情報です

別府市内に 震度5弱以上の地震が発生 した時	
登園前	休園します 解除後施設の状況により受入れ再開時期を判断します
保育中	お迎えをお願いします - 園児の安全を確保しながら、基本的にはこども園等で保護者のお迎えを待ちます - 施設の状況等の安全を確認し、状況によっては安全な避難所へ園児を誘導します（こども園から移動時は、アプリ連絡網と園舎や門などに貼紙をします） - 施設の状況等の安全を確認し、再開時期の判断を行います

災害時の引き渡し方法

- ・災害時の園児引き渡しについては、担任保育教諭により保護者の名前（フルネーム）の口頭確認と「児童連絡票の緊急時の連絡先」に記載された内容によるチェックと本人確認を行います
- ・原則として、引き渡しは「児童連絡票の緊急時の連絡先」に名前がある方に限ります
- ・「児童連絡票の緊急時の連絡先」に名前がない方にお迎えをお願いする時は、保護者の方による事前の連絡が必要です。また、引き渡し時に身分証明書での確認を行いますので身分証明書をご持参ください

臨時休園時の保護者への連絡について

- ・台風、大雪等予め災害の発生が予想される場合と、地震等のように災害の発生の予想ができない場合に分けて下記の通りとなります

台風、大雪等の場合

（災害の発生が予想される場合）

- ・気象予報などの情報をもとに、警戒レベル4（避難指示）以上の警戒レベルとなることが見込まれる場合は休園日の前日（17時までを目安とします）に保護者の方に「アプリ連絡網」で連絡します
- ・**台風の進路やヘクトパスカル等や大雪状況等と共に近隣の幼稚園及び小学校などの休園、休校情報を踏まえ判断します。登降園時の安全面を考慮し、休園する場合や、登園後にお迎えをお願いする場合も保護者の方に「アプリ連絡網」でお知らせします**
- ・警戒レベル4（避難指示）以上の避難情報が出された場合は、登園後であればお迎えを、登園前であれば家庭保育をお願いします

地震などの場合

（災害の発生が予想されない場合）

- ・事前の連絡はできません
- ・震度5弱以上の地震が発生した場合は、登園後であればお迎えを、登園前であれば家庭保育をお願いします

※開園する場合でも、登降園の安全確保を第一に警戒レベルや気象情報などを考慮し、出欠確認を行います。

出席人数により職員数を調整しますので、家庭保育が可能な方はご協力をお願いします

※給食提供が困難な場合は、ご家庭よりお弁当をお願いすることもあります。（アプリ連絡網でお知らせします）

感染症発生時における臨時休園基準

- ・ 早急に感染拡大防止策を実施する必要がある場合
- ・ 感染症が職員に広がることにより、保育業務の継続が困難となる場合

※職員の感染者が多数でた場合は、家庭保育のお願いをすることもあります

※給食提供が困難な場合は、ご家庭よりお弁当をお願いすることもあります。(アプリ連絡網でお知らせします)

臨時休園の実施に関わる法的根拠

施設	施設長及び設置者が、自然災害発生時に臨時休園を行うことができる旨の法令
・ 保育所 ・ 地域型保育事業 ・ 認定こども園（保育所型） ・ 認可外保育施	なし （厚生労働省発出「令和 2 年 7 月 1 7 日付事務連絡」により、市区町村において臨時休園等の基準の策定が求められている施設）
・ 幼稚園 ・ 認定こども園（幼保連携型） ・ 認定こども園（幼稚園型）	・ 学校教育法施行規則第 3 条（非常変災その他急迫の事情があるときは校長は臨時に授業を行わないことができる ・ 学校保健安全法第 20 条（学校の設置者は、感染症の予防防止上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる
放課後児童クラブ	なし

施行

＊令和 7 年 4 月から

人命尊重を基本に子どもの命を安全に守る
園児・保護者・従事者の安全確保に努める